

官民連携都市再生推進事業制度要綱

令和2年4月1日 国都官第13号

国土交通省 都市局長通知

第1編 総則

第1条 目的

この要綱は、多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォームの構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り組み等、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組みに支援する補助制度を確立し、もって官民連携による都市の再生を図ることを目的とする。

第2条 定義

- 1 この要綱において、官民連携都市再生推進事業（以下「補助事業」という。）とは、この要綱で定めるところに従って行われる次の各号に掲げる事業をいう。
 - 一 エリアプラットフォーム活動支援事業
 - 二 普及啓発事業
- 2 この要綱において、前項第一号のエリアプラットフォーム活動支援事業とは、エリアプラットフォームの構築や未来ビジョン及び未来ビジョンに基づく実施計画（以下「未来ビジョン等」という。）の策定、未来ビジョンに基づく取り組みを支援するものとして実施される次の各号に掲げる事業をいう。
 - 一 エリアプラットフォームの構築
 - 二 未来ビジョン等の策定
 - 三 シティプロモーション・情報発信
 - 四 社会実験・データ活用
 - 五 国際交流創造施設整備
 - 六 国際競争力強化施設整備
- 3 この要綱において、第1項第二号の普及啓発事業とは、民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発するために行う事業をいう。
- 4 この要綱において、エリアプラットフォームとは、未来ビジョン等の策定や地域における将来像の実現に向けた取り組みを行うため、次の各号に掲げる者から構成され、かつ、様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体が参画や支援をしている協議組織をいう。
 - 一 市町村（特別区を含む。）

二 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者

また、エリアプラットフォームは必要があると認めるときは、エリアプラットフォームに、国、関係都道府県、公安委員会、公共交通事業者等、都市開発事業を施行する民間事業者、独立行政法人、民間都市機構、金融機関、建築物の所有者、管理者若しくは占有者及び公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等を加えることができる。

5 この要綱において、未来ビジョンとは、エリアプラットフォームにおいて策定される次の各号に掲げる事項を記載した構想をいう。

- 一 対象とする地域の特性の現状分析
- 二 地域の特性を踏まえた目指す将来像
- 三 目指す将来像に向けた施策と役割分担
- 四 目指す将来像に向けたロードマップ

6 この要綱において、国際交流創造施設とは、国内外の多様な人材の交流促進を目的とした施設であって、次の各号に掲げる要件を満たす施設をいう。

- 一 外国企業及び国際的な活動展開を目標に掲げる企業の利用企業全体に占める割合について、1/3以上を目標としていること。
- 二 海外都市との連携体制が確立されていること。
- 三 外国語対応（HPによる情報発信、外国語対応支援員の設置等）が図られていること。
- 四 当該施設が、当該都市の主たる国際交流創造拠点として位置づけがあること。
- 五 既存施設のリノベーションによる整備であること。
- 六 シェアオフィスその他の専ら営利事業の用に供する部分を除くこと。
- 七 都市再生特別措置法第2条第5項の特定都市再生緊急整備地域又は同法第2条第3項の都市再生緊急整備地域のうち次の各号に掲げる要件を満たす地域における整備であること。

イ 未来ビジョン等に国際競争力の強化に係る目標値等を明示する地域

ロ 「外資系企業の立地数」「観光客数（商用）」の伸び率のいずれかが全国平均値より高い都市

ハ 「中枢中核都市について（平成30年12月18日内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」の「1. 中枢中核都市の範囲について」において示された都市

7 この要綱において、国際競争力強化施設とは、エリアプラットフォームの構成員のうち、国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けた民間都市再生事業を行う民間都市開発事業者において整備される次の各号に掲げる施設であって、当該施

設の用に供する部分の床面積が1,000㎡以上のものとする。

一 外国語対応医療施設

医療を提供する施設であって、診察の受付から対価の支払いまで一貫して外国語による対応が可能なもの

二 外国語対応教育・子育て支援施設

児童等を対象とする教育・保育活動を行う施設であって、外国語による対応が可能なもの

三 国際会議場施設

国際会議等の開催が可能な施設

四 研究開発促進施設

ベンチャー企業や研究機関等が交流・連携することが可能な共有スペース及びワークスペースを備えた施設

第3条 事業主体

1 前条第1項第一号の補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかの号に該当する者とする。

一 エリアプラットフォーム

二 市町村（特別区を含む。）

ただし、第二号については、前条第2項第一号及び第二号のうち未来ビジョン等の新規策定に限る。

2 前条第1項第二号の補助事業者は、次のいずれかの号に該当する者とする。

一 都市再生推進法人

二 民間事業者、NPO法人その他これらに類する者（都市再生推進法人及び民間事業者等を構成員とするJVを含む。）

第4条 事業箇所の選定

1 大臣は、第2条第2項第一号及び第二号（第二号については、未来ビジョン等の新規策定に限る。）について、次の各号に掲げる選定基準を満たす箇所であって、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者の申し出に基づき、当該箇所を補助事業を実施すべき事業箇所として選定するものとする。

一 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

二 事業の目的、事業の取組方針、手法等が地域のまちづくりの課題に沿ったものであること。

三 事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手や関係者（都市開発事業を施行する民間事業者や公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等）の参画・連携が見

込まれ、事業の実施体制が適切かつ持続的な体制であること。

四 様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体が参画や支援が見込まれていること。

五 策定予定の未来ビジョン等に基づく取組として、民間によるパブリック空間の創出や活用が見込まれることなど、地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。

六 事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること。

2 大臣は、第2条第2項第二号から第五号（第二号については、未来ビジョン等の改定に限る。）について、次の各号に掲げる選定基準を満たす箇所であつて、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者の申し出に基づき、当該箇所を補助事業を実施すべき事業箇所として選定するものとする。

一 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

二 事業の実施が、未来ビジョンに定めた将来像及び補助事業の目的を達成する上で効果があると認められること。

三 事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。

3 大臣は、第2条第3項について、次の各号に掲げる選定基準を満たす箇所であつて、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者の申し出に基づき、当該箇所を補助事業を実施すべき事業箇所として選定するものとする。

一 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

二 事業の取組テーマ、取組内容、手法等が先導的、先進的であること。

三 事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手の連携が見込まれること。

四 地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。

五 事業の取組の継続性が高いと期待されるものであること。

4 大臣は、第2項から前項の選定を行った場合には、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長を経由して、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、事業内容等を変更しようとする場合において準用する。

第5条 まちなか再生事業計画の提出

1 第2条第2項第二号から第五号（第二号については、未来ビジョン等の改定に限る。）までの補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「まちなか再生事業計画」という。）を作成しなければならない。

一 地域名及び対象地域の概要

二 事業名

- 三 事業概要
- 四 事業実施体制
- 五 事業期間
- 六 その他必要な事項

- 2 補助事業者は、作成したまちなか再生事業計画について、地方整備局等を経由して、国土交通大臣に提出するものとする。この場合において、当該補助事業者等が指定都市以外の市町村であるときは、都道府県を経由して行うものとする。
- 3 前項の規定は、まちなか再生事業計画を変更しようとする場合において準用する。

第6条 国際競争力強化施設整備事業計画の提出

- 1 第2条第2項第六号に掲げる補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「国際競争力強化施設整備計画」という。）を作成し、大臣に提出するものとする。

- 一 特定都市再生緊急整備地域の名称
- 二 国際競争力強化施設を整備する認定民間都市再生事業の事業名
- 三 国際競争力強化施設の整備の概要
- 四 補助対象事業者
- 五 国際競争力強化施設の整備に関する事項が記載された整備計画名
- 六 事業期間
- 七 その他必要な事項

- 2 前項の規定は、国際競争力強化施設整備計画を変更しようとする場合において準用する。

第7条 国の補助

- 1 国は、補助事業者が行うエリアプラットフォーム活動支援事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、その全部又は一部を補助することができる。
- 2 国は、補助事業者が行う普及啓発事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、その全部又は一部を補助することができる。

第8条 監督等

大臣は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項第六号に掲げる補助事業については、令和3年度末までの間、支援できることとする。